

釜石市地域包括支援センターの運営体制

(1)職員体制について

①令和2年度

- ・地域包括支援センターは、業務（総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等業務）を適切に実施するため介護保険法及び厚生労働省令に基づき、原則として三職種、保健師（又は地域保健等の経験のある看護師）・社会福祉士（又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事）・主任介護支援専門員の配置が義務付けられている。
- ・これらの専門職が連携して、それぞれの専門性を活かしながらチームで業務を実施する。
- ・三職種の配置基準は、第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、各1人の配置と示されている。
- ・令和2年4月末時点の当市の高齢者人口は12,865人であり、配置基準に照らし合わせると三職種が各3人となるが、当市においては市内8ヶ所に生活応援センターがあり、保健師が配置され相談支援や介護予防事業を行うなど、地域包括支援センターのサブセンター機能を有しており、業務体制は確保されていると考える。
- ・また、地域包括支援センターには、要支援の認定を受けた方、及び総合事業対象者の介護予防ケアプランの作成（指定介護予防支援事業所として介護予防支援業務、及び介護予防ケアマネジメント業務を行う）を担う人員が配置され、指定介護予防支援事業所として当該業務を行っている。

②令和3年度

- ・令和3年6月1日現在の三職種の配置は、社会福祉士2人、主任介護支援専門員1人、保健師4人、生活応援センター配置保健師8人である。
- ・主任介護支援専門員が1人体制であるが、介護支援専門員の資格を有する当センター職員1人が、令和4年度に主任介護支援専門員の資格を取得することを目標として専門研修等に参加している。
- ・令和2年度4月1日の職員数と比較して、現時点（令和3年6月）の職員数は同数であるが、産前産後休暇にある職員が2人（保健師2人）おり、職員間でカバーしながら業務を行っている。
- ・当面現行体制で業務を遂行することとしている。

(2) 職種別配置状況

①専任職員

職 種	令和2年度 (4/1)	令和3年度 (6/1)	増減
所 長	1人	1人	0
保健師	4人	4人	0
社会福祉士	2人	2人	0
主任介護支援専門員	1人	会計年度任用職員 1人	0
介護支援専門員	2人 (うち会計年度任用 職員1人)	2人 (うち会計年度任用 職員1人)	0
介護支援専門員(看護師)	会計年度任用職員 1人	会計年度任用職 1人	0
事務職員	1人	1人	0
高齢者相談員兼介護事務員	会計年度任用職員 1人	会計年度任用職員 1人	0
介護福祉士 (認知症初期集中支援チーム)	会計年度任用職員 1人	会計年度任用職員 1人	0
計	14人	14人	0

②兼務職員

職 種	令和2年度 (4/1)	令和3年度(6/1)	増減
保健師(生活応援センター)	8人	8人	0